

運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和4年7月27日～10月24日)

令和4年10月24日
福井県安全環境部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付-1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所5基が定期検査を実施している。

(1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査（平成23年8月29日～）
- ・大飯発電所3号機：第19回定期検査（令和4年8月23日～）
- ・高浜発電所1号機：第27回定期検査（平成23年1月10日～）
- ・高浜発電所2号機：第27回定期検査（平成23年11月25日～）
- ・高浜発電所4号機：第24回定期検査（令和4年6月8日～）

(2) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・美浜発電所3号機：第26回定期検査（令和3年10月23日～令和4年9月26日）
- ・大飯発電所4号機：第18回定期検査（令和4年3月11日～8月12日）
- ・高浜発電所3号機：第25回定期検査（令和4年3月1日～8月19日）

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機
取水口エリア機器の解体撤去作業を実施中（令和4年10月3日～）
- ・美浜発電所1、2号機
第5回定期事業者検査を実施中（令和4年9月22日～）
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
原子炉補助建屋内等の1次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機
第2回定期事業者検査を実施中（令和4年7月6日～）
タービン建屋内等の2次系設備（性能維持施設を除く）の解体撤去作業を実施中
原子炉容器等の残存放射能調査を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ
令和4年6月24日から10月13日にかけて、炉外燃料貯蔵槽の燃料体（124体）を燃料池に移送する作業を実施
- ・新型転換炉原型炉ふげん
原子炉建屋内の1次冷却設備等の解体撤去作業を実施中
第3回定期事業者検査を実施中（令和4年10月3日～）

3. 特記事項

(1) 発電用原子炉施設に係る新規規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、平成 25 年 7 月の新規規制基準施行以降、原子力規制委員会に対し、県内の原子力発電所 8 基^{*1}の基準適合性に係る申請^{*2}を行い、これまで敦賀発電所 2 号機を除く 7 基の審査が終了している。

*1：敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機

*2：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

(2) 特定重大事故等対処施設の運用開始について

[資料 3-1 p. 76、p. 78]

関西電力は、令和 4 年 7 月 28 日に美浜発電所 3 号機、8 月 10 日に大飯発電所 4 号機の特定重大事故等対処施設の運用を開始した。

(3) 高浜発電所 3、4 号機用 MOX 燃料（第 3 回製造分）の輸送について

[資料 3-1 p. 81]

関西電力は、令和 4 年 9 月 17 日、フランスで製造中の高浜発電所 3、4 号機用ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX 燃料）（第 3 回製造分）のうち、製造が完了した燃料の輸送を開始したことを公表した。

(4) 美浜発電所 3 号機の封水注入フィルタ室における水漏れの原因と対策について

県は、令和 4 年 8 月 16 日、関西電力から、8 月 1 日に美浜発電所 3 号機で発生した封水注入フィルタの水漏れの原因と対策について報告を受けた。これに対し県は、協力会社を含めた安全教育や実務研修を強化して、安全意識の徹底と現場力の向上を図ることを求めた。

(5) 高浜発電所 3、4 号機の今後の運転に向けた取り組みについて

県は、令和 4 年 9 月 22 日、関西電力から、高浜 3、4 号機の 40 年を超える運転に関すること、および、これに合わせた信頼性向上に向けた設備更新の取組みに関して説明を受けた。これに対し、県は、先行プラントの運転延長認可の際に蓄積されたノウハウを十分活用すること等を求めた。

(6) ふげんの廃止措置計画について

[資料 3-1 p. 82]

県は、令和 4 年 8 月 8 日、文部科学省の林大臣官房審議官と原子力機構の板倉副理事長から、「ふげん」の原子炉解体用に設置するプールについて、原子炉との接合部から水が漏れるリスクを大幅に低減させる工法に変更することで更なる安全性の向上を図ることとし、新たな工法の技術開発等を行うため廃止措置工程を 7 年延ばすとの説明を受けた。

これに対し県は、さらなる延期が起きることのないよう、2030 年からの原子炉の解体に向け、必要な技術を確認させるとともに、今後の廃止措置の工事についても安全上の課題がないか十分に確認するよう求めた。また、2012 年に福島第一原子力発電所事故を踏まえた東海再処理工場の安全対策工事により廃止措置完了時期を 5 年間延長した経緯があり、延期が繰り返されていることから、県民が不安や懸念を抱かないよう、今回の変更は地元の安全安心の確保に万全を期するものであるという趣旨を丁寧に説明するよう求めた。

(7) 文部科学省の令和 5 年度予算概算要求について

県は、令和 4 年 8 月 30 日、文部科学省の林大臣官房審議官から、「もんじゅ」、「ふげん」に関する令和 5 年度概算要求について説明を受けた。林審議官からは、計画的に廃止措置を実施するための経費を計上したこと等について説明があった。

これに対し県は、「もんじゅ」の来年度からの本格的な解体作業について、十分な予算を確保し安全を最優先に計画的に実行することや「ふげん」の来年度からのフランスへの使用済燃料の搬出について、2026 年の期限までに確実に搬出すること等を求めた。

(8) 国のエネルギー政策について

(原子力小委員会について)

令和 4 年 8 月 9 日、知事は、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の第 29 回会合に出席し、中間論点整理のたたき台に関し、将来のいつ頃にどのくらいの規模の原子力発電を必要としているのかを明らかにしたうえで、革新炉の開発期間や既存炉に残された運転年数も考慮しながら、政府として原子力の必要な規模を確保する道筋を議論することが重要であること、既存炉、革新炉を問

わずに安全性のさらなる追求と安全管理の徹底が何より重要であり、中間整理の中に安全を最優先とする考え方を明記することが必要等の意見を述べた。

8月25日の第30回会合においては、安全を第一にして、再処理や廃炉などのプロセスの加速化もしっかりと議論し、国が責任を持って原子力の将来像を明確にすべき等の意見を述べた。

また、9月22日の第31回会合においては、GX実行会議における政府の今後の検討に関し、立地地域としては安全が最優先であり、政府もその視点に立って、原子力の将来像を明確にすべき等の意見を述べた。

(第6次エネルギー基本計画閣議決定以降の開催実績)

令和4年2月24日、3月28日、5月10日、5月30日、6月30日、8月9日、8月25日、9月22日、10月13日

(9) 国への個別要請について

[資料 3-1 別添]

(経済産業大臣、文部科学大臣への要請)

10月13日、知事は、西村経済産業大臣と面談し、将来の原子力の規模とその道筋をはじめ、原子力の様々な課題について検討を加速し、将来像を明確にすることや、中間貯蔵施設について国がこれまで以上に前面に立って、一日も早く成果を示すこと等について要請した。

また、同日、知事は、永岡文部科学大臣と面談し、「もんじゅ」「ふげん」について、廃止措置が着実に進むよう、引き続き原子力機構の指導・監督を徹底すること、廃止措置の状況等について地元への丁寧な説明を行うこと等について要請した。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は3件あった。周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象 (3件)

件番	発電所名	件名	国への報告区分
①	美浜3号機 発生 (R 4. 8. 1) 終結 (R 4. 8. 22) [資料 No. 3-1 p. 30]	<p>封水注入フィルタ室付近での水の漏えい</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次冷却材系統の昇温・昇圧中の8月1日、原子炉補助建屋内のA封水注入フィルタ蓋フランジ部から水の漏えいを確認した。封水注入フィルタの系統の切り替え(A→B)を行い、漏えいは停止した。 床面の水溜まり量や原子炉補助建屋サンプの水位上昇量から、漏えい量は、約7m³(放射エネルギーは約2.2×10⁶Bq)と推定した。 原因は、フランジ部のボルトが本来のトルク値より低い値で締め付けられていたことから、プラントの運転等に伴う系統圧力により、当該フランジ部の漏れ止め用のOリングが徐々に外側に押し出され、破断し、漏えいが発生したと推定した。 調査の結果、協力会社作業員が、作業要領の作成時に、関西電力が承認した工事計画書のトルク値を引用すべきところ、同作業員のパソコンに保存されていた誤ったトルク値を引用していたことが分かった。 対策として、協力会社は、作業要領のトルク値等について、承認された工事計画書の値と同じであることを確認したうえで関西電力に報告し、関西電力は、協力会社が作成する作業要領を工事実施前に確認する運用とした。 <p>※1：1次冷却材ポンプ内の水が主軸に沿ってポンプ外部に流出しないようシール水を注入しており、その水を浄化するもの。</p> <p>※2：原子炉補助建屋内の系統内外で生じた漏えい水等を集めるためのタンク。</p>	—

件 番	発電所名	件 名	国への 報告区分
②	美浜 3 号機 発生 (R 4. 8. 29)※ 終結 (R 4. 8. 29) [資料 No. 3-1 p. 30] ※異常事象に該 当すると判断 した日	Aアキュムレータの運転上の制限の逸脱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月21日、中央制御室において「Aアキュムレータ圧力低」の警報が発信した。関連パラメータを確認したところ、圧力が、保安規定に定める運転上の制限値4.04MPaを下回り、4.01MPaに低下しており、同規定の運転上の制限を満足していない状態にあると判断した。 ・ なお、同日中に圧力が4.052MPaに回復したことから、保安規定の運転上の制限を満足する状態に復帰した。 ・ Aアキュムレータの本体、圧力計、安全弁等の、外観点検等を実施した結果、安全弁に長さ9mm、幅1mmの打痕を確認した。 ・ 今定期検査中の現場作業状況を確認した結果、当該弁近傍で足場設置等の作業が行われており、その際使用した資機材が当該弁に接触し、その衝撃により、弁体にずれが生じ、作動圧力が低下したものと推定した。 ・ 対策として、当該弁の手入れや漏えい検査等を行い復旧した。また、安全弁への接触に関する注意事項を社内マニュアルに反映するとともに、協力会社へ本事象を説明し注意喚起を図った。 	—
③	高浜 4 号機 発生 (R 4. 10. 21) [添付－ 2]	加圧器逃がし弁の運転上の制限の逸脱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月21日、原子炉起動に向けて準備を行っていたところ、「加圧器逃がし弁^{※1}出口温度高」警報が発信したため、運転員がパラメータを確認した結果、加圧器逃がし弁出口温度が上昇していることを確認した。このため、16時35分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断した。 ・ 現在、原因を調査中である。 <p>※1： 原子炉冷却材が循環している1次冷却材系統が、何らかの理由により圧力が上昇した場合に、圧力を下げるための装置であり、高浜4号機には3台設置されている。</p> <p>※2： 保安規定45条において、モード1、2および3では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。保安規定85条において、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）では加圧器逃がし弁3台が動作可能であることが求められている。</p>	

(b) 以前に報告された異常事象について、原因対策等が報告されたもの（1件）

件 番	発電所名	件 名	国への 報告区分
④	高浜4号機 発生 (R 4. 7. 8) [資料 No. 3-1 p. 30]	蒸気発生器伝熱管の損傷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気発生器（SG）の伝熱管全数の、渦流探傷検査の結果、10本（A：4本、B：1本、C：5本）について、管支持板部付近に外面（2次側）からの減肉とみられる有意な信号指示が認められた。 ・ これらのほか、2本（A：1本、B：1本）について、微小な減肉とみられる信号指示（判定基準未満）が認められた。 ・ 小型カメラによる調査の結果、伝熱管外面に幅1mm以下、周方向に約2mm～7mmのきずを確認した。 ・ 原因は、前回定期検査時のSG器内の薬品洗浄後も稠密なスケール※が残存し、プラント運転に伴い、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで、摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。 ・ 対策として、SG器内のスケール等を可能な限り除去するため、小型高圧洗浄装置を用いて管支持板の洗浄を実施し、その上で薬品洗浄を行った。また、きずが認められた伝熱管12本は、閉止栓を施工した。 <small>※ 2次冷却水に含まれる鉄の微粒子が、給水系統によってSG内に流れ集まって伝熱管に付着したもの。</small>	法律

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況 (p. 添付 1-1)
2. 高浜発電所4号機 加圧器逃がし弁の不調に伴う運転上制限の逸脱について (p. 添付 2-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和4年10月24日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基計 773.8万kW）

発電所名	項目	現状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和4年度	運開後累計	令和4年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29～未定)	0.0	53.1	0.0	1,922.9
			0.0	53.1		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	運転中 (起動: R4.8.30、並列: R4.9.1 営業運転再開: R4.9.26)	15.5	54.5	5.6	1,809.2
			15.9	55.0		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	定期検査中 (R4.8.23～R5.1中旬予定)	80.8	65.7	41.8	2,093.8
			78.9	65.4		
	4号機	運転中 (起動: R4.7.15、並列: R4.7.17 営業運転再開: R4.8.12)	40.9	69.9	21.1	2,143.9
			41.1	69.3		
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (H23.1.10～R5.6月上旬予定*)	0.0	53.0	0.0	1,838.6
			0.0	53.4		
	2号機	定期検査中 (H23.11.25～R5.7中旬予定*)	0.0	53.6	0.0	1,819.2
			0.0	54.0		
3号機	運転中 (起動: R4.7.24、並列: R4.7.26 営業運転再開: R4.8.19)	36.8	70.0	14.0	2,011.7	
		36.2	69.0			
	4号機	定期検査中 (R4.6.8～未定)	39.7	70.3	15.1	1,999.6
		37.4	69.4			
合計			28.8	60.7	97.9	15,639.3
			26.2	60.2		

*：並列予定日

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和4年9月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$\text{(上段) 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$\text{(下段) 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

2. 各発電所の特記事項（令和4年7月27日～10月24日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	運転中（R4. 9. 26 ～） ・原子炉起動（R4. 8. 30 13:00）、並列（R4. 9. 1 20:20）、営業運転開始（R4. 9. 26 14:30） ・次回定期検査の予定（R5. 10 上旬）
大飯4号機	運転中（R4. 8. 12 ～） ・原子炉起動（R4. 7. 15 21:00）、並列（R4. 7. 17 17:00）、営業運転開始（R4. 8. 12 15:00） ・次回定期検査の予定（R5. 8 下旬）
高浜3号機	運転中（R4. 8. 19 ～） ・原子炉起動（R4. 7. 24 6:00）、並列（R4. 7. 26 17:00）、営業運転開始（R4. 8. 19 16:30） ・次回定期検査の予定（R5. 9 中旬）

2) 停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 安全性向上対策工事（完了時期未定）
大飯3号機	第19回定期検査中（R4. 8. 23 ～ R5. 1 中旬予定） ・発電停止（R4. 8. 23 10:00）、原子炉停止（R4. 8. 23 12:25） 特定重大事故等対処施設設置工事（R4. 12 完了予定）〔設置期限 R4. 8. 24〕
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1. 10 ～ R5. 6 上旬予定*）*：並列予定日 ・発電停止（H23. 1. 10 10:03）、原子炉停止（H23. 1. 10 12:20） 特定重大事故等対処施設設置工事（R5. 5 完了予定）〔設置期限 R3. 6. 9〕
高浜2号機	第27回定期検査中（H23. 11. 25 ～ R5. 7 中旬予定*）*：並列予定日 ・発電停止（H23. 11. 25 23:02）、原子炉停止（H23. 11. 26 2:26） 特定重大事故等対処施設設置工事（R5. 6 完了予定）〔設置期限 R3. 6. 9〕
高浜4号機	第24回定期検査中（R4. 6. 8 ～ 未定*）*：当初 R4. 11 中旬予定 ・発電停止（R4. 6. 8 11:00）、原子炉停止（R4. 6. 8 13:31）

（3）廃止措置中のプラント

発電所名	状況
敦賀1号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～） ・取水口エリア機器の解体撤去作業中（R4. 10. 3 ～）
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～） ・2次系設備の解体撤去作業中（1号 H30. 4. 2 ～、2号 H30. 3. 12 ～） ・1次系設備の解体撤去作業中（R4. 10. 24 ～） 第5回定期事業者検査中（R4. 9. 22 ～ R5. 2 下旬予定）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（R元. 12. 11 ～） ・2次系設備の解体撤去作業中（R2. 4. 1 ～） ・残存放射能調査作業中（1号 R4. 8. 1 ～、2号 R4. 7. 15 ～） 第2回定期事業者検査中（R4. 7. 6 ～ R4. 12 上旬予定）
もんじゅ	廃止措置中（H30. 3. 28 ～） ・炉外燃料貯蔵槽から燃料池へ燃料体の移送作業（124体）（R4. 6. 24 ～ 10. 13） 燃料出入機点検等（R4. 6. 24 ～ 8. 13） 燃料体の処理（R4. 8. 16 ～ 10. 13） 第2回定期事業者検査（R3. 9. 14 ～ R4. 8. 29）
ふげん	廃止措置中（H20. 2. 12 ～） ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R元. 7. 1 ～） 第3回定期事業者検査中（R4. 10. 3 ～ R5. 3 下旬予定）

3. 原子力規制委員会への申請状況（令和4年10月24日時点）

（1）新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	2号機*1	原子炉設置変更許可		H27.11.5	—	—
		工事計画認可		—	—	—
		保安規定変更認可		H27.11.5	—	—
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H27.3.17	H28.5.31, H28.6.23	H28.10.5
		工事計画認可		H27.11.26	H28.2.29, H28.5.31 H28.8.26, H28.10.7	H28.10.26
		保安規定変更認可		H27.3.17	R元.7.31	R2.2.27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25.7.8	H28.5.18, H28.11.18 H29.2.3, H29.4.24	H29.5.24
		工事計画認可		H25.7.8 H25.8.5*2	H28.12.1, H29.4.26 H29.6.26, H29.7.18 H29.8.15	H29.8.25
		保安規定変更認可		H25.7.8	H28.12.1, H29.8.25	H29.9.1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H27.3.17	H28.1.22, H28.2.10 H28.4.12	H28.4.20
		工事計画認可		H27.7.3	H27.11.16, H28.1.22 H28.2.29, H28.4.27 H28.5.27	H28.6.10
		保安規定変更認可		R元.7.31	—	R3.2.15
	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25.7.8	H26.10.31, H26.12.1 H27.1.28	H27.2.12
		工事計画認可	3号機	H25.7.8 H25.8.5*3	H27.2.2, H27.4.15 H27.7.16, H27.7.28	H27.8.4
			4号機	H25.7.8 H25.8.5*3	H27.2.2, H27.4.15 H27.9.29	H27.10.9
		保安規定変更認可		H25.7.8	H27.6.19, H27.9.29	H27.10.9
	1～4号機	原子炉設置変更許可*4		R元.9.26	R2.8.20	R2.12.2
		工事計画認可*4		R2.10.16	—	R3.2.8

*1：令和2年2月 原子力規制庁が敷地内破砕帯に係る審査資料のボーリングコア柱状図データの書き換えについて指摘
 令和2年10月 原子力規制庁は、書き換えの原因分析については原子力規制検査で確認することとし、審査を継続する方針を決定
 令和3年8月 原子力規制委員会は、原子力規制検査の経過報告を受けて、審査資料の品質を確保する業務プロセスの構築が確認されるまで審査会合を実施しないことを決定

*2：H28.12.1の補正書にH25.8.5の申請内容を含めたため、H25.8.5の申請を取り下げた

*3：H27.2.2の補正書にH25.8.5の申請内容を含めたため、H25.8.5の申請を取り下げた

*4：津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置*1

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H30.4.20	R2.4.1, R2.5.22	R2.7.8	運用開始 R4.7.28
		工事計画認可		R2.7.10	R3.3.24, R3.3.31	R3.4.6	
		保安規定変更認可		R3.9.17	R4.2.24, R4.3.24	R4.3.25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H31.3.8	R元.12.26, R2.2.5	R2.2.26	R4.8.24 4号運用開始 R4.8.10
		工事計画認可*2		R2.3.6 R2.8.26	R2.4.14, R2.12.14 R3.4.30, R3.8.13	R2.12.22 R3.8.24	
		保安規定変更認可		R3.9.17	R4.2.24	R4.3.24	
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H28.12.22	H29.4.26, H29.12.15	H30.3.7	R3.6.9
		工事計画認可*2		H30.3.8 H30.11.16 H31.3.15 R元.5.31	H30.10.5, H31.2.19, H31.3.20 H31.4.9, H31.4.19 R元.5.31, R元.8.2, R元.8.21 R元.8.2, R元.9.27 R元.12.25, R2.2.13	H31.4.25 R元.9.13 R元.10.24 R2.2.20	
		保安規定変更認可		R4.5.23	—	—	
		原子炉設置変更許可		H26.12.25	H28.6.3, H28.7.12	H28.9.21	
	3、4号機	工事計画認可		H29.4.26	H30.12.21, H31.4.26, R元.7.17 R元.7.30	R元.8.7	
保安規定変更認可		R2.4.17	R2.9.8, R2.9.17, R2.9.28	R2.10.7	4号運用開始 R3.3.25		

*1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設
 本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている

*2：複数回に分割して申請

□：前回の協議会（令和4年7月26日）以降に申請書や補正書が提出または認可されたもの

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）*	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間 60 年）*	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20

*：原子炉等規制法において、運転期間は 40 年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長が可能とされている。

4. 燃料輸送実績（令和 4 年 7 月 27 日～10 月 24 日）

<新燃料輸送（搬出）>

なし

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和 4 年 7 月 27 日～10 月 24 日）

発電所名	概要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 1,576 本（輸送容器 197 個）を搬出 (R 4. 10. 17 発電所出港)
美浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、充填固化体 400 本（輸送容器 50 個）を搬出 (R 4. 10. 22 発電所出港)

件番	③			
発電所名	高浜発電所 4 号機			
発生事象名	加圧器逃がし弁の運転上の制限の逸脱			
発生年月日	令和 4 年 10 月 21 日			
終結年月日				
発生時プラント状況	第 24 回定期検査中			
系統設備名	原子炉冷却材系統			
国への報告区分				
尺度区分	基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
事象概要	<p>第 24 回定期検査中の 10 月 21 日、原子炉起動に向け準備を行っていたところ、16 時 34 分に「加圧器逃がし弁^{※1} 出口温度高」警報が発信した。運転員がパラメーターを確認した結果、加圧器逃がし弁出口温度が上昇（通常約 46℃→約 70℃）していることを確認した。このため、加圧器逃がし弁の元弁を閉止したことから、16 時 35 分に保安規定の運転上の制限^{※2}を満足していない状態にあると判断した。</p> <p>※ 1 : 原子炉冷却材が循環している 1 次冷却材系統が、何らかの理由により圧力が上昇した場合に、圧力を下げるための装置であり、高浜 4 号機には 3 台設置されている。</p> <p>※ 2 : 保安規定 45 条において、モード 1、2 および 3 では加圧器逃がし弁 3 台が動作可能であることが求められている。保安規定 85 条において、モード 1、2、3 および 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）では加圧器逃がし弁 3 台が動作可能であることが求められている。</p>			
原因	(調査中)			
対策				

高浜発電所4号機 加圧器逃がし弁位置図

